

放射線科学

スーパーテクノロジスト制度の提言

前越 久

診療放射線技師養成のための教育システムが、各種学校あるいは専修学校制度から短期大学を経て、4年制大学に変革し、現在では大学院修士課程、博士課程を修了した診療放射線技師が社会に輩出されるようになった。ほぼ半世紀の間に、このように大きく教育制度が変革したことについては、本誌においても関係者が再三にわたって紹介してきたところである。

(社)日本放射線技術学会の将来構想特別委員会では、このように教育制度が大きく変革してきた今日、学会として将来取り組むべき方向付けについて、過去2年半以上の時間をかけて検討してきた。本学会の会員総数は約17,000名であり、その約91%が診療放射線技師、その他は医療機器メーカーの研究者や、放射線科医、診療放射線技師教育機関の教員、医学物理士などで構成されている。将来構想特別委員会が答申した50項目近い提案の中で、注目すべき提案として、表題に掲げた『スーパーテクノロジスト』がある。ここでは、それについて考えてみたい。

上記委員会の一委員であった放射線科医の、*Radiology* 2000; 215: 630-633, 'The role of the Supertechnologist' を引用しての提案であった。医学部医学科では専門医制度が定着し、医師国家試験に合格した後の一つの目標が、専門医の資格を取得することにあり、放射線科専門医は放射線科医のレベルアップに大いに貢献した。医療技術者においても、学会認定の細胞検査士、超音波検査士がすでに活躍しており、診療放射線技師も欧米が取り入れている画像診断業務の一部を支援する上記「スーパーテクノロジスト」制度のような専門家の認定制度を立ち上げるべきで、これからの高度医療技術を患者へ提供する手段として必要であるというものである。教育制度が4年制に移行した医学部保健学科放射線技術科学専攻カリキュラムのうち、専門分野は「診療画像技術学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「医用画像情報学」「放射線安全管理学」の5領域が設定されている。この5つの領域を基礎として、少なくとも、修士の学位を得た者及びそれと同等の資格を有する者が一定の認定試験あるいは資

格検査を経て、取得することができる「専門診療放射線技師認定制度（仮称）」を立案すべきであると答申では勧告している。

ここでいう認定制度について、先輩格である二、三の制度について見てみよう。まず、細胞検査士（Cytotechnologist）が最も歴史が古い。今年、第36回の認定試験が実施される。細胞検査士とは“細胞診”を行う人である。細胞診とは、例えば肺がん検診で‘痰’を検査材料にしたとき、この痰の中にがん細胞や、がんになるかもしれない細胞がないか、顕微鏡でくまなく見ていくなど、つまり（1）腫瘍または腫瘍を疑わせる細胞を選び出す（2）追跡検査をした方が良いと思われる細胞を選び出す（3）特異な感染症などを示唆する細胞を選び出す（4）病原微生物、虫卵、特異な結晶体などを見つけだす、などの主ながんの発見、診断を専門業務とすることをいう。しかし、患者側から見れば絶対に間違ってもらっては困る重要な仕事ではある。この業務を行うには、臨床（衛生）検査技師の免許のほかに日本臨床細胞学会の行う細胞検査士認定試験に合格する必要がある。筆記試験と実技試験がある。また、4年ごとの資格更新手続きを必要としている。受験資格は、臨床（衛生）検査技師の資格取得後、細胞診検査実務に1年以上従事した者、又は、指定した細胞診スクリーナ養成機関卒業者、又は、4年制大学（山口大学、群馬大学医学部保健学科など）で細胞検査士認定試験の受験資格を得られるカリキュラムの単位取得者である。

次は、超音波検査士がある。今年、（社）日本超音波医学会が第18回超音波検査士認定試験を実施する。受験資格は（1）日本国の看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師のいずれかの免許を有すること。（2）2002年12月31日までに、3年以上継続して上記学会（準会員を含む）又は日本超音波検査学会の正会員であること。（3）受験を希望する臨床領域で超音波検査経験150症例以上を有すること。（4）（社）日本超音波医学会認定超音波専門医の推薦が得られること。と、なかなか厳しい。対象領域は、体表臓器、循環器、消化器、泌尿器、産婦人科について試験が行われ、1年に1領域の受験しか認められない。試験に合格しても超音波検査士の認定を受けた年から、5年ごとに資格更新の認定を必要とする。また、学会などに出席（発表）して5年間で25単位を取得しなければ免許が剥奪されるとのことである。超音波検査はリアルタイムの診断が重要になるため、超音波検査士の診断技術や力量に負うところが大きく責任重大な診断業務である。

三つ目は、専門看護師の認定資格である。この制度は比較的新しく、平成8年に日本看護協会が設けた認定制度である。複雑で解決困難な問題を持つ、個

人・家族や集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を高めたスペシャリストであると説明されている。現在、専門看護分野の教育課程として特定されているのは、10 大学大学院の10 分野である。受験資格は、保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を持ち、看護系大学院修士課程を修了し、特定の単位を取得していることが条件になる。そして、5年以上の実務経験が必要で、そのうち3年間は専門領域であること、さらに、その1年は修士課程修了後であることが求められている。現在、専門看護師として認定されているのは、精神看護9名、がん看護15名、地域看護2名、老人看護3名、小児看護3名（2003年1月現在、URL:から引用）の僅か32名とのことである。

平成14年3月15日、中日新聞に「注目集める専門看護師」という見出しで大きく報道されていた。「がんの専門知識を持った看護師さんが親身に相談に乗ってくれ、乳がんを患ったことを不幸に思わず、前向きに生きる力が持てた。」「医師も分かりやすく説明してくれたが、自分で治療法を選ぶことなど出来なかった。悩んでいる時、がん専門看護師が相談に乗ってくれた。」などと、患者側の心境が語れており、専門看護師からは、「医師に近い看護師ではなく、患者に近い看護師を目指している。」との紹介記事であった。看護の分野でも専門認定制度が根付きつつあるとの感触である。

診療放射線技師の分野でも、肺検診における画像診断、消化管画像診断、乳房画像診断、X線CT画像診断、MR画像診断、核医学画像診断等々、放射線科医に正確な画像診断情報が提供できる、分野ごとのスーパーテクノロジスト認定制度の確立に力を注いでもらいたいと思っている。日本放射線技術学会では、メインの研究テーマの一つとしてコンピュータ支援診断（Computer-aided diagnosis:CAD）に取り組んでいる。「CAD 技術論文特集号」が2000年に発刊されている。この分野の発展には、スーパーテクノロジストの画像診断の知識が大いに関与することとなり、相乗効果を生むものと期待している。その他、放射線治療分野では「放射線治療専門診療放射線技師（仮称）」、放射線安全管理の分野では「医療放射線安全管理主任者（仮称）」などの専門認定制度も考えられている。いずれも、日本医学放射線学会など、関連学会と実施可能の方法を十分協議して進めてもらいたいと思っている。（平成15年1月9日記）

（名古屋大学名誉教授）